

とちぎボランティアNPOセンター運営業務委託契約書（案）

委託者栃木県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、とちぎボランティアNPOセンター運営業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、とちぎボランティアNPOセンター運営業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8（2026）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇、〇〇〇円）とする。

2 甲は、前項に定める委託料について、次の各号に掲げるとおり前金で、乙の請求により、請求日より30日以内に支払うものとする。ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| （1）令和8（2026）年4月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （2）令和8（2026）年7月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （3）令和8（2026）年10月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （4）令和9（2027）年1月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （5）令和9（2027）年4月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （6）令和9（2027）年7月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （7）令和9（2027）年10月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （8）令和10（2028）年1月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （9）令和10（2028）年4月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （10）令和10（2028）年7月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （11）令和10（2028）年10月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |
| （12）令和11（2029）年1月 | 金〇、〇〇〇、〇〇〇円 |

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「「とちぎボランティアNPOセンター運営業務」業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「栃木県と〇〇〇〇（受託者名）との協働に関する協定書」に基づき、委託の本旨に従い、誠実に委託業務を実施するものとする。

（委託業務の実施場所）

第6条 委託業務の実施場所は、とちぎボランティアNPOセンター（以下「センター」という）とする。

（施設等の使用）

第7条 乙は、この委託業務の履行に必要な甲の作業場所等を甲の指示に従い、無償で使用できるものとする。なお、施設等の使用に当たって、乙は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、乙は甲の指示する方法により、使用する施設等の維持管理に努め、業務が完了したときは、施設等を現状に復して返還するものとする。

2 施設等の現状を変更するときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（業務遂行上の責任者）

第8条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(指示及び監督)

第9条 乙は、委託業務の履行に当たり、甲の総括責任者と協議の上、業務を遂行するものとする。
(業務処理状況の報告及び検査)

第10条 乙は、毎年度末3月31日を期限として、仕様書に基づき実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の実績報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に実績報告書の内容を検査しなければならない。

(支払遅延に対する遅延利息)

第11条 甲の責めに帰すべき事由により第3条第2項の支払期限までに委託料を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、委託料に対し、年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)が改正された場合は、当該改正後の率)の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

第12条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第13条 委託業務の実施中に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第14条 乙は、各会計年度の末日までに、当該会計年度の業務を完了できない場合は、甲に対して遅延損害金を支払うものとする。ただし、その完了できないことが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延損害金の額は、その期日の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第3条の委託料のうち当該会計年度の委託料に対し年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件が改正された場合は、当該改正後の率)の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、契約期間の最終会計年度の業務については、「各会計年度の末日」を「契約期間の末日」と読み替えて適用するものとする。

4 甲に生じた損害額が第1項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、甲が所有するデータ等を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
(個人情報の保護)

第16条 乙はこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ)

第17条 乙は、この契約による業務を実施するに当たっては、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の調査等)

第18条 乙は、乙の業務従事者について、当該委託業務に就業するまでに甲が必要とする資料等を提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査を行い、又は報告を求めることができる。

3 甲は、前項の調査又は報告により必要と認めたときは、委託業務の処理について乙に必要な指示を与えることができる。

(事故報告)

第19条 乙は、この委託業務の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第20条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(契約変更)

第21条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(催告による解除)

第22条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時ににおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

(7) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第24条 前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

(予算削減に係る契約の解除等)

第25条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料について減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、乙は、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第26条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができ

ない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（賠償額の予定）

第 27 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として委託料の 100 分の 20 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が、独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 28 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売掛債権の譲渡を行つた場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）第 80 条第 1 項に基づく確認を行い、支出命令確認の登録を行つた時点で生ずるものとする。

（変更の届出）

第 29 条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第31条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義則)

第32条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第33条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(疑義等の決定)

第34条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

【書面契約の場合】 この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

【電子契約の場合】 この契約の締結を証するため、この契約書の電磁的記録を作成し、甲乙両者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和8(2026)年4月1日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一 印

乙 ○○県○○市○○町○○番
株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印
※電子契約の場合「印」の記載を削除する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、隨時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

(注2) 委託する事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に關係する栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

- 2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的セキュリティ措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的セキュリティ措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
- (2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
- (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
 - (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
 - (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報
- 3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

- 第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。
- 2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
 - 3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。
 - (1) 法令に基づき提供が求められた場合
 - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
 - 4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

- 第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。
 - 3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は

抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

別記

暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

- 1 乙が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をすること。
- 2 上記1に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面により甲に通報すること。
- 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。

栃木県と○○○○（受託者名）との協働に関する協定書

1 【主旨】

栃木県（以下「甲」という。）と○○○○（受託者名）（以下「乙」という。）は、とちぎボランティアNPOセンター（以下「センター」という。）運営業務の委託契約にあたり、栃木県社会貢献活動の促進に関する条例に基づき、協働の理念による「公設民営」を進展させるため、次とおり甲と乙の協働に関する協定を締結する。

本協定は、委託契約書第5条に依拠しており、甲が委託し、乙が受託する経済的な関係にとどまらず、栃木県の社会貢献活動を促進するという共通の目標のために、それぞれが資源・能力を出し合い、補完しあう対等のパートナーとして協働することを主旨としている。

甲及び乙は、以下の各号について誠意をもって遵守する。

2 【協定期間】

この協定期間は、令和8（2026）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までとする。

3 【協定に基づく社会貢献活動の促進】

- （1）センター運営の基本的な目標が、栃木県の社会貢献活動の促進であることから、甲はその政策的な検討において、必要に応じて甲乙の協議の場を設けるよう努める。
- （2）甲は、乙が企画提案した内容については最大限尊重し、必要に応じて協議するものとする。
- （3）乙が行う社会貢献活動に係る政策提言を、甲は誠意をもって検討する。

4 【協働の原則】

甲乙は、運営にあたって「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」を遵守し、「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」の趣旨を理解するとともに、「栃木県社会貢献活動促進懇談会」の意見を尊重する。

これらに示されている協働とは、県民、ボランティア、社会貢献活動団体、地域団体、各種団体、企業、行政などの地域社会の構成員が、地域における課題解決のために、対等の立場で、互いの違いを認め補い合い、目的を共有しながら、連携・協力していくことである。

さらに、センター運営における協働については、新しい価値を生み出すことを目的とし、推進するものとする。

5 【協働を推進する甲の役割】

- （1）甲は、公設民営の主旨にのっとり、乙の自主的かつ先駆的な運営を支えるよう、パートナーとして最大限の配慮を払うとともに、運営は、業務仕様の範囲で乙の自主性に任せることを基本とする。
- （2）甲は、社会貢献活動促進の視点に立って、甲の保有する資源（人材、物財、情報等）の乙への提供に努める。
- （3）甲は、乙の事業を円滑に実施するために、必要に応じ、事業の企画検討、作業分担、広報などにおいて対等の立場で参加する。
- （4）甲は、センターが社会貢献活動の支援拠点として、十分にその機能を発揮できるよう、乙と協議し、施策等の充実に努める。

6 【協働を推進する乙の役割】

- (1) 乙は、社会貢献活動促進の視点に立って、乙の保有する資源（人材、物財、情報等）の甲への提供に努める。
- (2) 乙は、甲の事業を円滑に実施するために、必要に応じ、事業の企画検討、作業分担、広報などにおいて対等の立場で参加する。
- (3) 乙は、センターが社会貢献活動の支援拠点として、十分にその機能を発揮できるよう、甲と協議し、施策等の充実に努める。

7 【センター運営における協働の具体像】

甲と乙は、対等な関係による話し合いを基本として、協働の具体像を明確にする。その内容を以下に示す。

- (1) 甲は、乙に対しその広報媒体の利用機会を積極的に提供する。
- (2) 甲は、県民参加を目的とする事業及びセンターで行われる各種事業について、県職員の積極的参加を促すように努める。
- (3) 甲は、社会貢献活動及び協働を進める県事業についての情報提供に努めるとともに、必要に応じて乙との意見交換等を行うように努める。

8 【センター運営に対する甲の協力】

甲は、乙の自主的、効率的で柔軟なセンター運営に協力することを基本とし、本協定及び委託契約書に規定された甲の役割を誠実に履行するほか、具体的な協力の必要が生じた場合には、その対応について速やかに乙と協議するものとする。

9 【協定の改正】

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

【書面契約の場合】

この協定の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

【電子契約の場合】

この協定の締結を証するため、この契約書の電磁的記録を作成し、甲乙両者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和8(2026)年4月1日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事 福田富一

乙 ○○県○○市○○町○○番
株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

※電子契約の場合「印」の記載を削除する。